

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第7号

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例

寒川町指定地域密着型サービスに係る基準を定める条例（平成25年寒川町条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項、第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定、共生型地域密着型サービス事業者の特例並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準）

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）であって、寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（共生型地域密着型サービスに関するものを含む。）は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

（町外事業所の指定基準の特例）

第4条 町外に所在する事業所を指定地域密着型サービス事業者として指定する場合は、当該事業所の所在する市町村が定める指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を適用することができるものとする。

(記録の整備)

第5条 第3条の規定により基準とする省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。